

議事録

1. 実施概要

会議名	第3回那覇市男女共同参画会議
開催年月日 時間	令和7年10月9日(木) 14:00~16:10
場 所	なは市民協働プラザ1階 なは女性センター 第2学習室
出席委員	新垣誠委員(会長)、玉城直美委員(副会長)、 野崎聖子委員、竹葉梓委員、宮城里沙委員(委員7名中5名参加)
事務局	【那覇市 総務部平和交流・男女参画課】 與那覇副参事、大木、森芳
傍聴	なし
内容	1 報告 令和6年度第4次那覇市男女共同参画計画に係る進捗状況について 2 審議事項 那覇市性の多様性を尊重する条例の条文(案)について
配布資料	資料1 令和6年度事業進捗状況 資料2 審議会等一覧(令和6年4月1日時点) 資料3 那覇市性の多様性を尊重する条例(仮称)制定に向けての 那覇市立小中学校アンケート集計 資料4 那覇市性の多様性を尊重する条例(仮称)制定に向けての 那覇市内事業者アンケート集計 資料5 那覇市性の多様性を尊重する条例(仮称)の制定に向けての 市民活動支援団体アンケート 資料6 (法規調整最終)那覇市性の多様性を尊重する条例 資料7 当事者及び当事者支援団体との意見交換会(全部まとめ) 資料8 性の多様性を尊重する条例パートナーシップ関係他市アンケート 資料9 条例制定のスケジュール(令和8年度制定スケジュール) 資料10 那覇市性の多様性を尊重する条例(仮称)の各条項について

2. 審議状況

1 報告 令和6年度第4次那覇市男女共同参画計画に係る進捗状況について

発言者	発言内容
新垣会長	では最初に、本会議の公開について、「公開」と決定してよいか。 異議はないようなので、本審議会は公開とする。 それでは、事務局より本日の議題について事務局よりご説明をお願いする。
事務局	事務局より資料1~2説明

新垣会長	ただいまの説明について、質問・意見があればお願ひする。
玉城副会長	審議会で女性ゼロの委員会を無くす、女性の登用率を上げていくというのはしっかりと取り組んでいってほしい。女性側は委員会で意見を話しにくいのではないかといった不安感、男性側も女性に声かけたらいけないんじゃないとか、土木分野は男性、福祉分野は女性など、お互いのアンコンシャスバイアスみたいなものを無くしていくような対話、啓発が必要だと思う。
野崎委員	沖縄県は士業団体に委員を推薦依頼があるときは、よく、「女性で」という依頼になるが那覇市はどうしているか。弁護士会には女性の弁護を推薦してくださいという依頼がかなりある。女性弁護士で推薦を受けてくれる方を探すのはすごく苦労するが、土木など女性の委員を見つけるのは難しいだろうなというところには積極的に女性の弁護士をというの注意してやってきている。こちらも女性弁護士を推薦するのはどんどん厳しくなっていて課題も感じているが、それでも士業団体に対しては、女性をお願いしたいとい言いやすいと思うのでそういったやり方も検討して欲しい。
事務局	委員選定の際には、過去に受けていただいた方にピンポイントでお願いするというやり方は多い。士業団体にお願いするときに、そういった条件を付けてお願いするといった方法も検討していきたい。
野崎委員	市の女性管理職について。初めて市の参画委員になったときは、ここ女性管理職登用にすごく難しさを感じていたが、だいぶ増えてきたというのは市役所の内部でも雰囲気が変わってきたのかと思う。令和10年度の目標値を上回った事も評価できるが、このR10最終目標値を上げるというのは検討しているのか。
事務局	令和10年度の次の第5次計画の策定の際に、改めて設定するという事になる
玉城副会長	指標4なは女性センター講座の延べ受講者数について。主催講座受講生の伸び悩みは、沖縄県のているるにもありなかなか分析が難しいところである。建物に集客するという事に限界があると思うので、アウトリーチ型というか、外に積極的に出ていく形もウケが良いと思う。ただ、受講者数とか数字にこだわっていく必要があるのは苦労が多いと思う。市民への効果やどんな風に役に立ったかというのはなかなか数値化されにくい事はあると思うが、本当にそれでいいのかと懸念材料である。
事務局	受講者数が多ければ効果があったという風には判断できないというのはその通りだと思う。 8月に子どもの自殺防止に関する講座を開催したが、その際に講師は、沢山の方が受講するのももちろん良いが、受講者が少數でも、一人でも子どもの自殺

	<p>を止められる、気付いてくれる人を増やせる講座にしたいという事をおっしゃっていた。</p> <p>今指標を変える事はできないが、次期計画の際にはこういった部分の指標の在り方を考えていきたい。</p>
玉城副会長	<p>発信媒体の検討もお願いしたい。何で市民にリーチしていくのかというのを数字にこだわる（苦しめられる）ことなく考えていってほしい。</p>
新垣会長	動員者数は予算取りの根拠になっているのか
事務局	<p>そこまで厳格にもとめられてはいないが、分析は必要である。</p> <p>啓発が必要だからと、そのテーマを扱った講座を企画しても、受講者数が減つていけば視点を変える必要があるとかそういった事はあるが、予算と直結するという事はない。</p>
新垣会長	受講者数ではなくて、数値化できないような質的データみたいなものを用いて評価する必要もあるのかなと思う
事務局	補足であるが、昨年度は、なは市民協働プラザ 2 階の Wi-Fi 環境の整った会場で、オンライン同時配信の講座を開催した。遠方やオンラインなら参加できる方などにとって受講しやすい環境の提供という一つの方法だったと思う。
竹葉委員	私もその講座にはオンラインで参加した。講座のオンライン開催は講師の方との調整も難しいものであると思うが、ぜひ検討して欲しい。女性行政に歴史あるなは女性センターの取組は県内でも注目してくれている方は多いと思う。自治体によっては、やりたいけど予算がないとか、離島の方で参加したい方だったりといった事がある。ぜひオンライン開催を積極的に取り入れて欲しい。

2 審議事項 那覇市性の多様性を尊重する条例の条文（案）について

発言者	発言内容
新垣会長	続いて那覇市性の多様性を尊重する条例の骨子（案）について事務局の方から説明お願いする。
事務局	事務局より資料 3～10 を説明
新垣会長	ただいまの説明について、質問・意見があればお願いする。
竹葉委員	第 12 条の説明であった「処分性」について。条例にパートナーシップ登録の根拠があると処分性について考えなければならないという話だが、根拠が条例なのか要綱なのかには関係ないと思う。実際にそれがどういう法的効果を持つ

	かという事で処分性は判断されると思う。条例になったからといってそこが直結するものではないと思う。
竹葉委員	松本市の話にあったように、確かに行政の中の何かの事業に紐づく、公金が関わってきたり、できなかつたものができるようになる等であれば処分性の有無という話は出てくるのかなと思うが、現時点那覇市でそういった何かパートナーシップ・ファミリーシップ登録をすることで、使えるようになるものはあるのか。
事務局	市営住宅はある。パートナーシップ登録証明を出すことで、二人が同居できるような形で応募ができる。抽選であるかどうかは別であるが。あとは罹災証明書はパートナーが申請することができる。
野崎委員	結婚も届け出制なので異性間も同じかと思う パートナーシップだけにそこを求める合理的根拠はないようだ。
竹葉委員	結婚も詐欺で使われる事もあるが、これは制度上の問題ではなく使う人の問題である。悪用を事前に防げるような制度設計は必要であるが、それでハードルが高くなったり使う人が減ったりするのはどうかと。
新垣会長	13条（相談及び苦情の申出）について 沖縄県の差別のない社会条例との整合性はどうなっているか。 県の方は申し出があった場合の手続きがある程度示されている。 県の条例には性の多様性の部分も含まれているので、そことの整合性が気になっている。 第8条には不当な差別的取扱いの「禁止」という言葉がある。禁止という意識がある中で、13条の適切な処置を講ずるものとする対応がバランスを欠いているというか矛盾しているというか。禁止されているものに違反すると、それなりの対処があるのかなという。
竹葉委員	「禁止」はどこの自治体も条例で使っている言葉なので一般的なものと思う。
野崎委員	罰則もないし、基本的には責務のところでは努力義務とするのがほとんどであると思うので。努力義務が書かれている中で禁止条項と努力義務とのバランスを考えると、禁止とはいっても強制力を持って不作為を求めるレベルの禁止条項ではないんだろうと、全体をみるとそういう風に読める。 13条との関係であるが、推進する施策に対しても、阻害するような施策に対しても何か相談苦情があるときは申し出て・・という話だと思うので、両方から相談できるという事で「適切な処理を講ずる」という抽象的な定め方をしないとまとまらないという事だったんだろうと感じた。 また、第8条第1号の性的指向又はジェンダーアイデンティティを理由とする「不当な差別的取扱い」とあるが差別的取扱いはすべて不当であるため「不当な」がいるのかというのには気になる。

事務局	沖縄県の条例もそうだが、差別という言葉には不当が含まれている中で「不当な」と強調したいという意図がある。
新垣会長	理解増進法も似たようなところがあったかと。
竹葉委員	私も「不当な」はとった方がいいと思う 国の理解増進法ができた時も不当な差別で「不当な」があとから付いた。これでものすごい批判された。差別とは先ほど言った通り不当なものであるのに、その中でもなお不当なものとフィルタリングする意図なのかという事である。それを那覇市で、かつ理念条例の中でやるのはもったいないと思う。
野崎委員	正当な差別があるのだという主張につながっていくところがあるのかなと。人によっては正当な差別とまではいかなくとも正当な異なる取り扱いなどという主張を引き出してしまうかというところが気になった。
新垣会長	ジェンダー平等は西洋のもので日本にそぐわないとか、別に扱っているけど差別ではないとか議論の余地というか逃げ道を作ってしまうのかと思う。 県との整合性もあるが、「不当な」はない方がいいと思う。
玉城副会長	今回那覇市議会でも性の多様性に関する発言について色々あったと思う。スケジュール感をみると来年度の9月議会にあげるという事だが、条例は議会で審議してもらう事なので絶対通るわけではない。色々と想定しておかないといけないと感じる。拘束力はないかも知れないがこの審議会でもしっかりと意見を出していきたいと思う。
事務局	議会では今のところ、性の多様性への尊重は必要だという理解はいただいていると考えている。制定は早いのではないかとかという意見等で、他の自治体のように条例が通らないという事もなくはないと思うが、誰もが安心して暮らせるまちづくりにどうしてもこの条例が必要であると考えているので、そこは自信をもって進めているところである。
野崎委員	議会でも多数は重要性を理解していただいているのだと思う
新垣会長	審議会は審議会でしっかりと自分たちの意見を出して、それが議会で通らないという事であれば、それはまた通らなかつたという事を社会に問うという事で良いと思う。 それと、改正や見直しに関する条項はないか。時が変われば条例も変わるという事で。それも作戦のひとつかと思うが。
事務局	条文には掲載していないが、例えば同性婚が法律で認められればこの条例のパートナーシップ登録の部分は廃止になるという改正が入る事もあると考えている。

野崎委員	些末な部分だが、13条の市が実施する性の多様性が尊重される社会の実現「に向けて」推進するとあるが、実現「を」推進するがいいかと思う。この方がシンプルでわかりやすいと思う。
竹葉委員	<p>13条相談及び苦情の申出について</p> <p>市民等から相談や苦情を市に届けるという条項である。ここで出てきた意見を市長が適切な措置を講ずると第2項でシンプルにまとめてもらっているが、これはこの審議会に紐づけるようなものを盛り込んではどうかと思う。出てきた意見を市が受け取って施策を考えていくという事はもちろん必要だと思うがせっかく専門家が集まった審議会があるので、出てきた苦情や相談・意見を報告するというのはどうかという事。また、報告のあった事項について審議会が市長に対して意見を述べる事ができるというのをやったらどうかと思う。</p> <p>パーフェクトにするなら、第2項の市町が適切な措置を講ずるにあたってその意見を踏まえてやるべきという事を盛り込んでいただけたらと思う。少なくとも出てきた相談や苦情を審議会へ報告するという事、審議会はそれに対して意見を述べる事ができるという これを入れていただいた方がいいかなと思う。</p>
新垣会長	意見の中には、氏名の公表とかどのような形で対処するとかそういったことも入るか。
竹葉委員	氏名の公表はその規定自体がないのでそういったことは審議会の権限ではできないかなと思うが、どういう風な方向性で市が対応していくべきかといった意見提供が審議会ではできるのかなと思う。
新垣会長	この審議会を第三者機関・監視機関のような役割を持たせるような事か。
竹葉委員	<p>監視というよりは、市と一緒にになってちゃんと作っていくというような感じが良いと思う。</p> <p>せっかく性の多様性を尊重する条例というものをここまでしっかりと作ってきて、この審議会に紐づいていないのはもったいないと思った。</p> <p>今までにあるこの審議会の規則では、性の多様性に関することは紐づいていないのでは。</p>
事務局	この参画会議自体は那覇市男女共同参画条例の中の11条に該当するものになる。参画推進条例に基づき策定する那覇市男女共同参画計画は、性の多様性が尊重される社会を実現するための施策についての計画（条例案11条の計画）が含まれるものであり、第2号で参画会議の意見を聴取しなければならないがあるのでそこで紐づいている。
竹葉委員	条例案11条には計画の策定は書かれていて、男女共同参画の傘の中に入るというのは見えるが、この審議会との紐づけは読み取りづらいかなと思うので明記してもよいかと思う。

玉城副会長	<p>県の条例では、専門機関で審査するような規定があったと思う。いきなり市がやるのではなくて、また、審議委員会でやるかどうかは別として、何等かのワンクッションあったほうが市民としても安心するかもしれない。第三者の意見を聞きましたよというのがあるといいと思う</p>
竹葉委員	<p>前文について 前文は那覇市が目指しているのかというビジョンを示すところであり大事な部分である。 上から4行目の高みを目指すために「思いやりと寛容の心」と書いているが、性の多様性を尊重しようという事を言うとき、かわいそうな少数者がいるから守っていこうという思いやりと寛容の視点よりは、後ろにある「誰一人取り残さない」というSDGsの理念からひっぱってきているところが大切である。かわいそうな人達へのケアを示唆してしまう「思いやりと寛容の心」というよりはもう少し別の表現ができないかなと思った。 単純に取るか、別の表現をしていただければと思う。 また、性の多様性については～の部分3行目であるが、多様な個性が育まれ、能力が発揮できる機会と、「能力を発揮する」という生産性をこの文脈に乗せるのはどうかと思った。社会の訳にたたなくても安心して生きられる社会を作りたいわけで、個性を大切にしたら能力を発揮できるというのはまさにその通りだが、「能力の発揮」に目が行くともったいないと思った。</p>
野崎委員	個人の尊厳が尊重される、能力があってもなくても社会的に有意な人物であってもなくてもみんなが安心して～というところに持っていきたいという事
竹葉委員	<p>多様な個性が育まれ～だけでも良いと思う また、この部分で「人権」という言葉は絶対入れた方がいい。 せっかくレインボーナは宣言で、あれは人権だということをしつかり謳っていて、しかもそれを那覇市は先駆けてやっていたわけで。それを確認的にでも、もう一度これは人権の問題なのだという事を明記するのはすごく大切だと思う。</p>
新垣委員	「能力が発揮できる機会」の代わりに「人権が尊重され」というものを入れるというような事か。
竹場委員	それが良いかと思う。
玉城副会長	議会での発言も、人権であるという意識がないのだろうと思った。 私たちがこの条例を作るのは、一人ひとりの人権が守られる社会づくりなんだというところにもっていかないといけないと思う。
宮城委員	こういった大人の植え付けられた概念に直面するとき、学校現場にいる人間として、本当に教育から変えないといけないと思っている。7条に教育の事をか

	<p>いてくださっているが。浦添市の方では中学2年生を対象に多様性の講話を年に1回必ず聞けるようになっている。また、そのための予算も全部市が持っているという事で満遍なく教育が受けられるという状況である。そこは那覇市も7条の中に入れて欲しいと思う。</p> <p>ていーだあみさんも参加したような学校教育現場の先生方への研修や管理職の先生に知って欲しい、知識が必要というのがあるが、興味を持ってもらえない。うちの職場にはないのでそういう事は考えていないという意見もあつたりしてぞつとした。見た目の判断で、いないと決めつづけているような管理職、チームのリーダーの概念を変えるのは難しいがやっていく必要はある。これから社会を担っていく子供たちというのはすごく素直で純粋で、子供たちが広い視野をもって育つというのは今からできる事なので、教育の事を条例の7条にいれていただいたのは良かったと思っている。</p>
新垣会長	<p>4条の2項で各責務を負った主体との連携が書かれているが、どういう風に連携をしていくのかというのがもう少し見えたと思った。条例に根拠があれば講話しやすい。反対するような方がいても条例を根拠としてできる。その辺の部分で市がバックアップすることができる。</p>
宮城委員	<p>管理職ほど参加してくれない。</p> <p>管理職の研修というのも市で必ず年に1回受けるだという風にあるとありがたい。先生向けの講師としてしては良くいくが、管理職は一度もない。</p>
事務局	学校現場での管理職というのはどういった方が該当するのか。
宮城委員	校長先生、教頭先生、教務主任の三つ。主幹教諭というのもある。
野崎委員	<p>傷つけてしまうときのダメージを考えると管理職への取組は非常に重要である。また、気になっているのが、2条（定義）の第5号市民等というところ。市内の学校に在学する者とあるが「学校」でいいのかというのが気になっている。学校以外の教育施設、学童や保育園もそうだが児童デイなどもあると思うのでそういったものも含めた方がいいんじゃないかと思ったので、育児・教育機関は全般入るように広げたらどうだろうかというのを当事者の意見を聞きたいと思った。学童は保育施設とか学校ほど資格がしっかりしていないので、指導力とか気を付けていかないといけないと思う。</p>
新垣会長	長期滞在している外国人は対象に入るか。
事務局	市民等に入る。市民というと住民登録しているだけというイメージがついてしまうので「等」を入れて全部まぜているというか。
野崎委員	居住するものとなったら旅行者は入らない
事務局	旅行者は一時的な方という事で入らないという認識である

竹葉委員	<p>図書館とかこういった施設を利用できるとするときによくある、市内在住、在学在勤というのと似たものだと思う。</p> <p>2条第4号性の多様性が尊重される社会 人には多様な性の形があるということを「市民等」が理解し とあり、この主体は市民だけになっているが、この条例の中では市の責務や事業者の責務も入っているが、ここは市民だけになるのか。社会を作っていくという主体として市や事業者は入らないのか。</p>
事務局	市民等の等に何が入るのかというところか
竹葉委員	<p>市民等が5号で規定されているので、結局一般市民たちということになっていて市が外れることになる。これは少しもったいないと思う。</p> <p>また、2条3号性の多様性とはという定義について、性的指向及びジェンダー・アイデンティティのあり方が単一ではなく、幅広い範囲を持つことをいうと書かれてある。「性の多様性」と言ったときにいわゆるSOGIだけでいいのかということには個人的に悩んでいる。性表現だったり、ジェンダー差別だったりみたいなこともあるわけで。「性表現」も入れていいのではないかと思う。</p> <p>就労現場でのトラブルで何が多いかというと、その人のジェンダー・アイデンティティそのものが問われるというよりは、「なんで男性なのにちゃんとした格好してこないのか」とか「なんで女性なのにスカートはかないのか」といったような事がいまだに繰り返されて問題になって残っている。それを性的指向やジェンダー・アイデンティティだけで、それが性の多様性ですと定義付けて良いのかなと思った。では、この性の多様性の規定がこの条例の中でどういう使われ方をしているのかというところだが、8条のいわゆる禁止規定の部分で、これで差別してはいけないですよというのは、性的指向とジェンダー・アイデンティティだけになっている。これに性表現を含めるとなると確かに少し迷うところもある。どこまでを補足すればいいのか、どこまでを差別行為とすべきかというところで迷いが生じるところがあるかもしれない。</p> <p>禁止行為の対象になっているのはとにかく性的指向とジェンダー・アイデンティティだけ。「性の多様性」が使われているのはどこかというと、9条の広報啓発活動や10条の性の多様性尊重週間とか、結構広いところなのでやはり入れてもいいのではと思っている。</p>
新垣会長	「性の多様性」の定義にソジエスクみたいなものをすべていれて、というのはジェンダー平等も包括する形になって良いと思う
玉城副会長	自分もそれがいいと思ったが、当事者の方々の声に、ジェンダー平等までも含む広い性の多様性を定義するのではなく、今まで取り残してきた者たちだからこそ、そこにフォーカスして、そこをメインにして欲しいというのを聞いたことがあった。
竹葉委員	性的マイノリティに特化した条例であって欲しいという声があったということか

玉城副会長	前回もこの話あったかと思う。確かに悩ましい。
竹葉委員	那覇市の姿勢のひとつであると思う。どちらをとるのか。いわゆる SOGI という、全員にセクシュアリティがあって、マイノリティとかマジョリティとか関係なく全員当事者でそれぞれが尊重されるべきという視点。一方で、性的マイノリティがいっている差別をみんなが理解していないから「思いやりと寛容」に直結するものかと思うが、少数者の対策が条例として必要だという視点か。
玉城副会長	わざわざ条例として設置するわけだからという話もあったと思う。
新垣会長	具体的施策のところでの措置は絶対必要だと思うが、条例の中でどこまでそのバランスをとっていくのかというところである。
玉城副会長	そこをやりはじめると、働き方改革とかいろんなところに派生してしまって。ほんやりと広くとるよりは、性的マイノリティにフォーカスする方がわかりやすいかと思う。弱い人を助けるという事ではなく、SDGs の概念と同じで、マジョリティがマイノリティにちゃんと気づいて、その人権を尊重しともに暮らす社会を作るという事はそれぞれが自分の人権にも向き合うことになる。そういうトーンで書いていくのは大事だと思う。これは当事者からの意見だったと思っている。
新垣会長	那覇市が集大成として作るこの条例の方向性をどうするのか
竹葉委員	レインボーナは宣言は全員を対象としたものだったと思う でも、どちらが良いとか悪いとはではなく、どちらも答えになると思う 今、法律とかでも性的指向や性自認という言葉は一般的に使われるようになつてきたが、例えばセクハラの法律とかだと、性的指向や性自認という文脈が出てきたときに誰かマイノリティを保護するという文脈ではなくて全員のためのもので全員の性的指向や性自認をセクハラから保護するためという全対象のものになっていると思う。個人的には今そこでマイノリティの視点にフォーカスすることは逆行するようなイメージがある。
玉城副会長	そういう認識だというのが伝わればいいなと思う
新垣会長	理念的には那覇市民全体が当事者意識をもって、自分が当事者じゃないけど気を使わないといけないよねという事ではなくて、自分のセクシュアリティやジェンダー意識を見直すようなところに持っていくながら、具体的施策の中では不当な扱いを受けているような人たちの救済はしっかりとしていくという方向性を出せればいい。当事者に向かって「みんな同じだ だから大丈夫でしょう」というということではなくて、法律や習慣、制度の中で不当な扱いを受けてきた方々がいるわけだから、そこに対しての意識をちゃんと持つという。

	そしてこの条例をうけて、男女共同参画推進計画にそれを盛り込んでいくことが必要になってくる。今後はこの参画計画と条例との連携が非常に重要になってくる。
事務局	条例は那覇市全員が当事者で意識するものとしての理念条例という書き方であるという認識である
新垣会長	それでも、一部の当事者からは差別的な事を言われたとか、今の法律では自分の幸せは実現できないと思っている人達などに対して、自分たちはどう向き合うのかというのには必要になってくる。かわいそうな人たちという話ではなくて、同じ那覇市民としてどう向き合うのか、市民の責務としてという事を計画に入っていくべきこと。今の制度や法律の部分で足りない部分をどう補っていくのかというところの議論も必要になってくるかと思う。
野崎委員	3条の基本理念と前文は対応していると思うし、1か所修正すると色々なところに影響してくるので見直しが相当必要かと思う。
新垣会長	今の段階である程度の方向性が見えていてここで合意ができれば、事務局である程度修正をかけて自分と調整したあとに各委員の皆さんにそれを配信して見ていただいてコメントいただきてという流れでいくかというところだが。
事務局	もう一度集まって話し合いしたいという事であればあと1回は集まる。
野崎委員	最後に、3条の消したほうが良いとなった「不当な」というところであるが、8条は禁止条項で、3条は基本理念の条項なので、そこは必ずしも文言は一致させなくてもよいかと思う。そうすると、すべての人が性的指向又はジェンダー・アイデンティティを理由とする差別的取扱い「又は不当な対応を」受けることなく～とすることも検討してもいいかと思う。差別的な取扱いでなくても不当な対応があるのではと思ったので。
竹葉委員	8条の1号の不当な差別的取扱いというところで、「差別的取扱い」で良いのかなと少し迷った。差別的取扱いと一般的に言ったときには、どこかのサービスを使おうとしたときにそのサービスが受けられないとか、職場で降格させられるとかそういう事だと思うが、「差別的な言葉」ってあると思う。この言葉の問題が補足されないのではないかというのが気になった。
野崎委員	差別的取扱いには、言葉は入らない。表現の自由との衝突の問題が生じるところである。そことの関係で「差別的言動」というのをいれなくて、差別的取扱いに絞ったんだろうなと理解して読んでいた。「取扱い」というのはまさに就職活動の時の採用や、サービスを受ける受けないというものだったりする。言葉で揶揄するような事をいったり、差別するような言葉を発したりという事は禁止条項に入っていない。禁止するかどうかというのはすごく難しくて、禁止

	<p>するとなると思想信条の自由とか、表現の自由とまさに対立してしまってどこまでできるのかというのが難しいから入れていないと理解している。</p> <p>ここは「差別的取扱い」にして「不当な」は抜いて、でいいと思った。ただ基本理念のところ、基本理念だからここは差別的取扱いだけではなく、差別的言動も不当な対応もと、もう少し広げていけばと思う。これは色々調べたわけではないので、事務局の方でも調べてみてはどうかと思う。</p>
新垣会長	沖縄県の差別のない社会づくり条例でも同じ議論がでた。理念としてはヘイトスピーチも含めてダメだという風に言っておいて、というのと同じ。
竹葉委員	罰する条項はないので、差別的言動としても良いのではないかと個人的には思う。ダメだという目線だけであるから、それがなされたとしても市長がなにかとりうるわけでもない。理念としてダメなものとして列挙するのはありなんじやないかと。
野崎委員	3条のところか
新垣会長	3条はもちろん変えてもいいと思うが、8条の禁止のところをどうするか。
事務局	法規調整でも「言動」は難しいという話は出ていた。他市町村でも使われている言葉、差別的取扱いというところを倣った感じ。3条については、「不当な」差別的取扱いというのは、委員指摘の通りだが、法規で入れるという事になったが検討する。
新垣会長	どんな施策展開するというかというところかと思う。言動に関しても、表現の自由といつてもだれの自由を守るのかと。マジョリティが表現の自由を使うと暴力になるということも認識するというような施策をうちながら埋め合わせしていくという展開かと感じている。
竹葉委員	性的指向とジェンダーアイデンティティに対する侮辱的言動は普通にセクハラにも該当しうるものである。でも、日本はセクハラですよと言える法律というのは雇用関係にしかない。学校現場でそういうことが起こっても、先生から生徒へ、生徒間でそれがあるときにダメと言えるものがない。それを補足するためにあつたらしいかなと思ったりしたが。結局強制力はないわけだから、一概に差別的言動というと、じゃあどれが差別というのが難しいのであれば侮辱的言動とか何か表現の仕方はあるかと思う。
新垣会長	このあたりは、事務局で調整してここだという方向性を出してもらえばよいかと思う。審議会としては意見を出したという事で。時間もあるので、今言い忘れた事があったらメールで事務局へ寄せてもらいたい。ここであった修正も含めて事務局で預かった形で、再度委員の皆さんに見ていただく。

事務局	メールは1週間後を目途に送っていただきたい。 今日の意見を受けて、方向性をどうするかというのをもう一度組織の中でも検討しながらの修正を行う。その後新垣会長と調整をして、その後各委員へ確認していただくという方法をとりたい。
新垣会長	事務局の説明の通りの進め方でよいか。会議も再度開催はなくていいか。 (異議なし)
玉城副会長	メールは全員返信で送信したい。 なにか意見があれば委員皆さんのお意見が見える形でやったほうが良いともう。 (異議なし)
新垣会長	他になければ、進行を事務局にお返しする。
事務局	以上をもって、第3回那覇市男女共同参画参画会議会を終了する。 次は1月開催でパブリックコメントの報告等を予定している。